

(案)

花巻市営住宅等に関する公金収納事務委託契約書

花巻市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、花巻市営住宅等の管理運営に関する基本協定書第 5 条に掲げる管理物件に関し、地方自治法第 243 条の 2 の規定に基づく公金収納事務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第 1 条 この契約は、地方自治法第 243 条の 2 の 5 の規定歳入に該当する、次条の家賃及び使用料（以下「家賃等」という。）を、甲が指定した指定公金事務取扱者が収納することにより、その家賃等の確保及び住民の便益の増進に寄与することを目的とする。

（委託事項）

第 2 条 甲は、花巻市営住宅条例（平成 18 年花巻市条例第 200 号）第 13 条に規定する家賃及び第 48 条に規定する使用料、花巻市特定公共賃貸住宅条例（平成 18 年花巻市条例第 201 号）第 14 条に規定する家賃、花巻市定住促進住宅条例（平成 23 年花巻市条例第 28 号）第 13 条に規定する家賃及び第 36 条に規定する使用料の収納事務を、指定公金事務取扱者に指定した乙に委託し、乙は当該条例、花巻市財務規則（平成 18 年花巻市規則第 60 号）、この契約書及び甲の指示するところにより、当該事務を処理するものとする。

（経理）

第 3 条 乙は、関係諸帳簿により、前条の家賃等を納付した者ごとにその氏名、住宅名称、部屋番号、納付対象年月及び家賃等の収納額を明らかにして経理しておかなければならない。

（収納の方法）

第 4 条 家賃等の収納は、原則として現金収納とする。

2 乙は、収納した家賃等を速やかに甲の指定する金融機関に払い込まなければならない。

3 乙は、収納した家賃等を他の目的に流用してはならない。

（収納の状況）

第 5 条 乙は、毎月の家賃等の収納の状況を、別に定める様式により翌月の 10 日までに甲に報告し、検収を受けなければならない。

（有効期間）

第 6 条 この契約の有効期間は、令和__年 4 月 1 日から令和__年 3 月 31 日までとする。

（報告又は調査）

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも乙の委託事務の処理状況について報告を求め、又は関係帳簿及び書類等を調査することができる。

（秘密の保持）

第 8 条 乙は、委託事務の実施に当たって知り得た秘密は、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間満了後及び契約解除後も同様とする。

（保険）

第 9 条 乙は、委託事務の実施に当たり必要な保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを甲に提示するものとする。

（損害賠償）

第 10 条 甲又は乙は、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らしてその責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

（権利義務譲渡の禁止）

第 11 条 乙は、この契約から生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することができない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(補則)

第 12 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和____年____月____日

甲 花巻市花城町 9－3 0
花巻市長

乙
